

平成17年5月12日
経済産業省
関東経済産業局

特定商取引法違反の電話勧誘業者（3事業者）に、業務停止命令

経済産業省は、5月10日付けで、第三種電気主任技術者免状の試験対策用教材又は試験対策用講座の電話勧誘販売を行っている、日本技能開発センターこと大塚忠士（個人事業者：東京都杉並区）、日本総合研究所こと及川繁弘（個人事業者：東京都杉並区）及び日本資格教育センター有限公司（本社：東京都新宿区）に対し、それぞれ、特定商取引法の違反行為（不実告知、氏名等不明示、迷惑勧誘等）を認定し、同法第23条第1項の規定に基づき、日本技能開発センターこと大塚忠士に対し、本年5月12日から平成18年5月11日までの1年間、日本総合研究所こと及川繁弘及び日本資格教育センター有限公司に対し、本年5月12日から本年8月11日までの3ヶ月間、それぞれ電話勧誘販売に関する業務の一部を停止するよう命じました。

1. 日本技能開発センターこと大塚忠士は、他人の氏名を冒用するとともに「日本技能開発センター」の通称名を用いて、大塚が取締役を務める（有）日本電気工学協会等との間で第三種電気主任技術者免状（以下「電験三種」という。）の試験対策用講座等に係る契約を締結したことがある消費者に電話をかけ、「電験三種の試験にまだ受かっていません。以前の契約は受かるまでの契約だから、受かるまでは受講してもらいます。」等と告げ、あたかも当該消費者が締結したかつての契約に関連する何らかの義務が現在も存在し、教材を購入する義務があるかのように虚偽のことを告げて勧誘していました。
・・・業務停止命令 1年間（平成17年5月12日～平成18年5月11日）
2. 日本総合研究所こと及川繁弘は、「日本総合技術協会」の通称を用い、又は「日本総合研究所」の通称及び他人の氏名を冒用し、かつて及川繁弘が勤務した会社等の同業他社と電験三種の試験対策用講座又は試験対策用教材に係る契約をしたことがある消費者に電話をかけ、「以前の講座が修了していないので、契約が残っている。講習を最後までやってもらわないと困るので、受講して下さい。」等、あたかも過去の同業他社との契約に関連し、教材の購入等をする義務が現在も存在するかのように虚偽のことを告げて勧誘していました。
・・・業務停止命令 3ヶ月間（平成17年5月12日～平成17年8月11日）

3 . 日本資格教育センター有限会社は、「電気技術者管理協会」、「日本工学研修センター」又は「工業技術研修センター」の通称を用いて、工業系高校・大学等の卒業生に対し、第三種電気主任技術者の資格を取得するとエネルギー管理士の資格も認定で取得できるなどと虚偽のことを告げ、執拗な勧誘を行っていました。

また、同社は、国から要請を受けて講習会を行っているなどと、虚偽のことを告げ、勧誘を行っていました。

・・・業務停止命令 3ヶ月間(平成17年5月12日～平成17年8月11日)

【本件に関する問い合わせ先】

| | |
|--------------------|--------------------|
| 経済産業省消費者相談室 | 電話03 - 3501 - 4657 |
| 北海道経済産業局消費者相談室 | 電話011 - 709 - 1785 |
| 東北経済産業局消費者相談室 | 電話022 - 261 - 3011 |
| 関東経済産業局消費者相談室 | 電話048 - 601 - 1239 |
| 中部経済産業局消費者相談室 | 電話052 - 951 - 2836 |
| 近畿経済産業局消費者相談室 | 電話06 - 6966 - 6028 |
| 中国経済産業局消費者相談室 | 電話082 - 224 - 5673 |
| 四国経済産業局消費者相談室 | 電話087 - 861 - 3237 |
| 九州経済産業局消費者相談室 | 電話092 - 482 - 5458 |
| 沖縄総合事務局経済産業部消費者相談室 | 電話098 - 862 - 4373 |

1. 事業者の概要

- (1) 氏名：大塚忠士（個人事業者）
(2) 通称：日本技能開発センター
(3) 所在地：東京都杉並区高円寺北1丁目4-5 ラポールビル1階
(4) 売上高：916万5千円（平成16年1月～12月 推計）
(5) 商品：「電験第3種自宅学習模擬試験受験講座」と称する教材
4万5千円
「電験第3種、自宅学習教材」と称する教材 8万5千円

2. 取引の概要

大塚忠士（以下「本件事業者」という。）は、「日本技能開発センター」の通称名を用い、大塚が取締役を務める（有）日本電気工学協会^{（注）}等との間で電験三種の試験用教材又は受験対策講座に係る契約（以下「日本電気工学協会等との契約」という。）を締結したことのある消費者の名簿に基づき、当該名簿に記載された消費者の勤務先等に電話をかけ、「電験第3種自宅学習模擬試験受験講座」及び「電験第3種、自宅学習教材」と称する教材（以下「本件教材」という。）を電話勧誘販売の方法により販売していた。

なお、本件事業者は、消費者に交付する契約書面等には、かつて本件事業者の下で働いたことのある者の氏名を勝手に記載し、あたかもその者が本件事業を行っていたかのように装うとともに、電話、郵便物等の転送サービス会社と契約し、あたかも当該転送サービス会社の住所が本件事業者の住所であるかのように偽装していた。

（注）（有）日本電気工学協会は大塚忠士が経営する有限会社であるが、同社は、本件事業者と同様の手口で電話勧誘販売を行っていたところ、平成16年7月8日付けで当省から特定商取引法に基づく指示処分を受けている。

3. 業務停止命令の内容等

（1）内容

特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- 売買取約及び役務提供契約の締結について勧誘すること
- 売買取約及び役務提供契約の申込みを受けること
- 売買取約及び役務提供契約を締結すること

（2）期間

平成17年5月12日から平成18年5月11日まで（1年間）

4．主な違反事実

(1) 不実告知 (特定商取引法第21条第1項)

本件事業者は、かつて日本電気工学協会等との契約を締結したことがある消費者に対し、「電験三種の試験にまだ受かっていません。以前の契約は受かるまでの契約だから、受かるまでは受講してもらいます。」「資格を取るまではやめられないんです。名簿にも入っているので、資格を取るまで講座を受けてもらわないといけません。」等と告げ、あたかも当該消費者が締結したかつての契約に関連する何らかの義務が現在も存在し、このため本件教材の売買契約を締結する義務があるかのように告げていた。

しかし、実際には、当該消費者にとって、日本電気工学協会等との契約に関連して、本件教材の売買契約を締結する義務は何ら存在せず、本件事業者は同業他社の顧客情報に基づき消費者に電話をかけ、かつての契約とは何ら関係のない本件教材の売買契約の締結を勧誘しているにすぎない。

(2) 氏名等の不明示 (特定商取引法第16条)

本件事業者は、電話勧誘販売をしようとするときに、その氏名を告げることなく、「日本技能開発センター」という通称名を告げていた。

(3) 再勧誘の禁止 (特定商取引法第17条)

本件事業者は、電話勧誘を受けた消費者が本件教材の売買契約を締結しない意思を表示したにもかかわらず、その電話で引き続き勧誘を行い、又は、再び電話をかけて勧誘をしていた。

(4) 迷惑勧誘 (特定商取引法第22条第3号、同法施行規則第23条第1号)

本件事業者は、電話で長時間にわたり執拗に勧誘し迷惑を覚えさせていた。

(5) 書面の不備 (特定商取引法第19条第1項、同法施行規則第17条)

本件事業者は、本件教材の売買契約を締結した者に対し、「契約確認書」と題する書面を交付しているが、かかる書面には本件事業者の通称名及び代表者として別人の氏名を記載していた。

5．勧誘事例

【事例1】

本件事業者の販売員は、平成16年5月に、日本電気工学協会と取引のあったA(兵庫県在住、30歳代、男性)の職場に電話をかけ、「前に電験三種の講座を受けましたよね。でも電験三種の試験にまだ受かっていません。以前の契約は受かるまでの契約だから、受かるまでは受講してもらいます。」と告げた。さらに、同販売員が「受講しなさい。受講料は8万5千円です。受講しなかったらあなたは登録しているからもっと高い値段の受講を受けて貰う。」と命令口調で言うので、Aが「なんで受講しなきゃならないのか。」と聞くと、

同販売員は、「契約を破棄するためにこの受講だけ受ける。そうすれば契約を破棄するから。」「契約を破棄するにも金がいるんだ。登録しているものを抹消するのに抹消料がかかる。」と言った。Aは過去に日本電気工学協会と締結した契約がそのような内容だったかは覚えていなかったし、会社から他の資格を取得するよう言われているので、いまさら電験三種の勉強する時間はなかった。しかし、そのことをAが説明し「抹消するだけなら、パソコンをポチッと押すだけでいいじゃないか。こんな電話をかけて労力をかけるよりパソコン上で消す方が早いぞ。もう消してくれ。」と勧誘を断っても、同販売員は「登録を消すには抹消料がかかる。」と言ってしつこく勧誘を続けた。Aは登録を抹消するだけで8万5千円もかかることに納得できなかったが、電話がかかってきてから30分ほど経過しており、上司の目が気になるし、その間完全に仕事が滞っているので、これ以上仕事がたまるのは困ると思い、「もう切らせてくれ。あらためて電話をかけ直してくれ。」と言ったが、同販売員は聞き入れなかった。とりあえず電話を切るために仕方なくAが「それなら資料を先に送って下さい。」と言うと、同販売員は、「とりあえずはダメだ。今決めろ。」と言った。Aが「なんで今決めなきゃならないのか。」と聞くと、同販売員は「今決める必要があるから今決めろ。」としつこく言うので、根負けしてAが「やる。」と言って契約した。

【事例2】

本件事業者の販売員は、平成16年8月、かつて日本電気工学協会と取引のあったB（京都府在住、30歳代、男性）の職場に日本技能開発センターと名乗って電話をかけ、「まだ電験三種の資格を取られていませんね。続けるか、今回の電話で終わらせるか決めて下さい。」と告げた。Bはかつて日本電気工学協会と契約した際に除籍確約書をもっているため、「もう除籍されているはずなんです。こんな電話がかかってくるのはおかしいんじゃないか。」と言った。すると同販売員は、「資格を取るまではやめられないんです。名簿にも入っているため、資格を取るまで講座を受けてもらわないといけません。」「講座を続けるか、今回の契約をもって今後一切電話がないようにするかどちらか選んで下さい。今回やめには受講料として8万5千円を支払って下さい。」と言った。Bはその説明に納得できず、何度も除籍されていることを告げたが、同販売員は先ほどと同様のことを繰り返すだけだった。そして、同販売員は、「最終的なお金を支払って講座をやれば卒業証明書を送ります。それをせずにいると、さらに追求が厳しくなります。高額な請求をしますよ。」と言った。さらに、同販売員が「あなたの講座の運営にかかった費用を全部請求することになります。」と言うので、Bはなんのこともわからず、「今までの費用ってなんのことですか。」と尋ねると、同販売員は費用の内容のことは言わずに「この契約をしないことには、もっとお金がかかりますよ。」と言った。Bはその時、電話を切ってしまおうかとも思ったが、ここで切ったところですぐに電話をかけ直してくるだろうし、契約を断ると同販売員が言うようにもっととんでもない請求をしてくるかもしれないと怖くなってしまったため、はっきりと断ることもできず、電話も切ることもできなかった。そんな電話のやりとりをしていたら1時間ほど経ってしまい、その間Bは全く仕事ができないので、仕事に支障が出るし、もうお金を支払って終わりにしようと思い、「契約する。」と告げた。

1. 事業者概要

- (1) 名称：及川繁弘（個人事業者）
- (2) 通称：日本総合技術協会又は日本総合研究所
- (3) 所在地：東京都杉並区高円寺北2丁目3-4 高円寺ビル403
- (4) 売上高：1208万円（平成16年1月～12月 推計）
- (4) 商品：「電験第3種試験直前集中講座」 7万5千円
「電験第3種自宅学習模擬試験受験講座」と称する教材 8万5千円
「電験第3種自宅学習講座」と称する教材 8万5千円

2. 取引の概要

本件事業者は、「日本総合技術協会」又は「日本総合研究所」の通称名を用い、かつて及川繁弘が勤務した会社等の同業他社と電験三種の試験対策用講座又は試験対策用教材に係る契約（以下「他社との受講等契約」という。）をしたことのある消費者の名簿に基づき、当該名簿に記載された消費者の勤務先等に電話をかけ、「電験第3種試験直前集中講座」と称する資格講座並びに「電験第3種自宅学習模擬試験受験講座」及び「電験第3種自宅学習講座」と称する学習教材（以下「本件教材等」という。）を電話勧誘販売の方法により販売等していた。

なお、本件事業者は、日本総合研究所の通称で売買契約等の締結した際に、勝手にかつての同僚の氏名を責任者として記載した契約書面を交付し、あたかもその者が本件事業を行っていたかのように装っていた。

3. 業務停止命令の内容等

(1) 内容

特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- 売買契約及び役務提供契約の締結について勧誘すること
- 売買契約及び役務提供契約の申込みを受けること
- 売買契約及び役務提供契約を締結すること

(2) 期間

平成17年5月12日から平成17年8月11日まで（3ヶ月）

4. 主な違反事実

(1) 不実告知（特定商取引法第21条第1項）

本件事業者は、かつて同業他社と受講等契約を締結したことがある消費者に対し、「資格に合格したという連絡が来ていないので、あなたの名前が名簿に残っている。受験直前の講座があるので、その料金として講座代の8万5千円を支払ってください。」「以前の講座が修了していませんので、契約が残っています。講習を最後までやってもらわないと困るので、受講して下さい。」等と告げ、あたかも当該消費者がかつて締結した他社との受講等契約に関連する何らかの義務が現在も存在し、このため本件教材等の売買契約等を締結する義務があるかのように告げていた。

しかし、実際には、当該消費者にとって、過去の契約に関連して本件教材等の売買契約等を締結する義務は何ら存在せず、本件事業者は同業他社の顧客名簿に基づいて消費者に電話をかけ、過去の契約とは何ら関係のない本件教材等の売買契約等の締結を勧誘しているにすぎない。

(2) 氏名等の不明示（特定商取引法第16条）

本件事業者は、電話勧誘をしようとするときに、その氏名を告げることなく、平成14年から平成16年9月頃までは「日本総合技術協会」という通称名を、さらに、平成16年6月頃からは「日本総合研究所」という通称名を告げていた。

(3) 再勧誘の禁止（特定商取引法第17条）

本件事業者は、電話勧誘を受けた消費者が本件教材等の売買契約等を締結しない意思を表示したにもかかわらず、その電話で引き続き勧誘を行い、又は、再び電話をかけて勧誘をしていた。

(4) 迷惑勧誘（特定商取引法第22条第3号、同法施行規則第23条第1号）

本件事業者は、電話で、他社から高額の請求や厳しい取立が行われることになるなどと告げて迷惑を覚えさせる仕方で勧誘していた。

(5) 書面の不備（特定商取引法第19条第1項、同法施行規則第17条）

本件事業者は、日本総合研究所の通称で本件教材等の売買契約等の締結を締結した際に、契約を締結した相手方に対し、「契約確認書」と題する書面を交付しているが、かかる書面には本件事業者の通称名及び責任者として別人の氏名を記載していた。

5. 勧誘事例

【事例1】

本件事業者の販売員は、平成16年3月、かつて同業他社と取引のあったA（大阪府在住、30歳代、男性）の職場に日本総合技術協会と名乗って電話を

かけ、「以前に契約したところから仕事を引き継いだ。」「10年前の契約がまだ残っている。」と告げた。Aは同販売員と話しているうちにだんだんと以前に電験三種資格取得講座を契約したことを思い出し、10年以上も前の契約が継続しているものとは思えなかったので、「いや、それはおかしいでしょう。それに、契約しても仕事が忙しくてとても勉強できない。」と断った。すると、同販売員はだんだんと声を荒げて「それはお宅の勝手だろう。あなたの名前は残っているんだから、資格を取ってもらわんと困る。」「講座の受講者の名前を削除するんやったら、名簿削除費用として6万か7万かかる。」と言った。それでもAが「いやいや、名前削るだけでそんな金取るのはおかしいでしょう。」と言うと、同販売員は「おかしいもなんもあるかいな。」と言って聞く耳を持たなかった。Aがなかなか契約に応じないので、同販売員は「何編同じこと言わすんや。いっぺん言えばわかるやろう。」と怒り、さらに「金を払えへんかったら、こっちは東京だけど、うちの若いものを3人か4人印鑑ついた契約書を持って行かすから。今日中に新幹線で。そしたら大阪までの新幹線の往復の交通費と宿泊費と講習の削除代を支払ってもらおうぞ。現金で。」「ここで払わへんて言った時点ですぐうちの若いもん走らすからな。今日の9時ぐらいにはお宅に着きますわ。」と告げた。同販売員が最初はおとなしかったのに、だんだん脅すような口調になっていったので、Aは怖くなり、自分だけならともかく親兄弟に何かあったら困ると非常に不安になり、Aは同販売員に「来られても困る。」と言った。Aは同販売員の電話の対応をしていたら1時間半も経ってしまい、このままでは仕事ができないし、何より身内に危害が及んだらどうしようと思い、契約することにして「払いますわ。」と答えた。

【事例2】

本件事業者の販売員は、平成17年2月、かつて同業他社と取引のあったB（愛知県在住、20歳代、男性）の職場に日本総合研究所と名乗って電話をかけ、「あなたが昔契約した電験三種の資格が取れていないので、以前の契約を終了させるか、継続させますか、どちらにしますか。」「終了させるのであれば終了させる手続を取ってお金を払って貰う。会を退会するのにお金を払ってもらおうと違法になってしまうので、形では教材を買ってもらうことで終了になります。」「終了しない場合は日本総合研究所は関知しないので、後はどうなっても知りませんよ。」と告げた。同販売員は続けて「契約しない場合は、他の会社からあなたの会社の本社に電話がいたり、いろんな迷惑がかかるようになる。」と告げ、Bが「それは困る。待ってくれ。」と言ったところ、同販売員は「待てない。」と言った。さらに同販売員は「とりあえず終了の手続の書類を送るから。もし納得できないのだったら送り返してもらえばいいから。但し、送り返すということは、こちらの好きにしていっていいということですから。」と告げた。Bは契約するつもりは全くなかったが、とりあえず書類を送ってもらうことにした。電話がかかってきた日から数日後、日本総合研究所から「契約確認書」及び「終了証明書」と題する書面がBの自宅に送付されたが、当該書面には「日本総合研究所 責任者」と記載されていた。

日本資格教育センター有限会社に対する行政処分の内容

1. 事業者の概要

- (1) 事業者名：日本資格教育センター有限会社
- (2) 代表者名：代表取締役 尾崎 健吾
- (3) 所在地：東京都新宿区高田馬場2丁目14番9号
- (4) 資本金：300万円
- (5) 売上高：4,400万円(平成15年7月～平成16年6月実績)
- (6) 設立：平成10年7月1日
- (7) 役務・商品：電気主任技術者第三種特別講習会(会場講習)15万5千円
(平成16年8月まで)
電気主任技術者第三種国家試験受験対策講座(会場講習・ビデオ教材付き)17万5千円
(平成16年9月から)

2. 取引の概要

日本資格教育センター有限会社は、「電気技術者管理協会」、「日本工学研修センター」又は「工業技術研修センター」の通称名を用い、工業系高校・大学等の卒業者名簿を用いて消費者の勤務先等に電話をかけ、「電気主任技術者第三種特別講習会」及び「電気主任技術者第三種国家試験受験対策講座」と称する資格講座(以下「本件資格講座」という。)の電話勧誘販売を行っていた。

なお、同社は「第三種電気主任技術者の資格を取得するとエネルギー管理士の資格も認定で取得できる」等と告げ、本件資格講座の受講について勧誘するに際し当該消費者に対し虚偽の説明を行い、執拗な勧誘を行っていた。

3. 業務停止命令の内容等

(1) 内容

特定商取引法第2条第3項に規定する電話勧誘販売に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

売買契約又は役務提供契約の締結について勧誘すること。

売買契約又は役務提供契約の申込みを受けること。

売買契約又は役務提供契約を締結すること。

(2) 期間

平成17年5月12日から平成17年8月11日まで(3ヶ月間)

4. 主な違反事実

(1) 不実告知 (特定商取引法第21条第1項)

ア. 同社は、工業系高校・大学等の卒業生に対し、「当方の講習会を受講して電験三種の資格を取得すれば、エネルギー管理士が認定されます。」「電験三種に合格すれば、その資格を取ったことによって、講習を受けるだけで試験を受けずにエネルギー管理士の資格を取得することができます。」「電験三種の資格を取るには、当協会の行う4回の講習会をきちんと受講していただければ、簡単に国家資格に受かりますよ。その資格を取った上で、エネルギー管理士の資格は受講するだけで取れますよ。」等と、あたかも電験三種の資格を取得すればエネルギー管理士の資格も認定で取得できる、あるいは電験三種の資格を取得すれば講習等を受けるだけでエネルギー管理士の資格が取得できるかのように告げて、本件資格講座の受講契約の締結に係る勧誘を行っていた。

また、同社は「経済産業省指定の大学を卒業しているので、電験三種の資格を取得して講習を受けるだけでエネルギー管理士の資格を取得できます。」などとエネルギー管理士の資格を取得する上で経済産業省の指定等を受けた工業系高校・大学等の卒業生には国の優遇措置がある等と告げて、契約の締結に係る勧誘を行っていた。

しかし、実際には、電験三種とエネルギー管理士の資格は、相互に関係しないまったく別の資格であり、また、エネルギー管理士の資格を取得する上で経済産業省が工業系高校・大学等を指定し、その卒業生に対して優遇措置を講じている事実はない。

イ. また、同社は本件資格講座の受講契約の締結に係る勧誘をするに際し、「電気技術者管理協会」、「日本工学研修センター」又は「工業技術研修センター」と公的機関であるかのような名称を名乗った上で、「うちは公的機関」、「当協会は国に認められた機関」、「こちらは経済産業省が奨めているエネルギー管理士の教育を行っているところ」、「国からの要請を受けてこのような講習会を行っている」、「この案内は国から認められたもの」等と、あたかも同社が公的機関である、本件資格講座は国の要請に基づいて実施している事業である、あるいは本件資格講座の実施又は受講を国が推奨しているかのように告げていた。

しかし、実際には、同社は公的機関ではなく、また、国が同社に対し、本件講座の実施を要請しているという事実も本件資格講座の実施又は受講を国が推奨しているという事実もない。

(2) 氏名等の不明示 (特定商取引法第16条)

同社は、電話勧誘販売をしようとするときに、商号である「日本資格教育センター有限公司」を告げることなく、「電気技術者管理協会」、「日本工学研修センター」又は「工業技術研修センター」という通称名を告げていた。

(3) 再勧誘の禁止 (特定商取引法第17条)

同社は、電話勧誘を受けた消費者が本件資格講座の受講契約を締結しない意思を表示したにもかかわらず、その電話で引き続き勧誘を行い、又は、再び電話をかけて勧誘していた。

(4) 書面の不備(特定商取引法第19条第1項、同法施行規則第17条)

同社は、本件資格講座の受講契約を締結した者に対し交付している契約書面において、同社の通称名である「電気技術者管理協会」又は「日本工学研修センター」を記載し、同社の正式名称を記載していなかった。

また、一部の書面には、役務の種類を記載していなかった。

(5) 債務履行遅滞(特定商取引法第22条第1号)

同社は、本件資格講座の受講契約を解除した者に対し、当該解除によって生ずる債務の全部又は一部の履行を不当に遅延させる行為を行っていた。

(6) 迷惑勧誘(特定商取引法第22条第3号、同法施行規則第23条第1号)

同社は、電話で勧誘をする際に、その電話で長時間にわたり勧誘を続け、又は執拗に勧誘し、迷惑を覚えさせていた。

5. 勧誘事例

【事例1】

日本資格教育センター(有)の販売員は、A(神奈川県在住、20歳代、男性)の勤務先に、電気技術者管理協会と名乗って電話をかけ、「あなたは、経済産業省指定の大学を卒業しているので、電験三種の資格を取得して講習を受けるだけでエネルギー管理士が取れます。」「こちらは、経済産業省が奨めているエネルギー管理士の教育を行っているところで、当会の講習会を受講していただければ、通常なら電験三種の資格を取得するのに10年かかるところを、年4回の受講で2年もあれば資格を取得することができます。」「エネルギー管理士の資格を取得すれば、エネルギー管理士の配置を義務付けられている会社では、何処の会社でも2~4万円の手当を付け優遇しています。」等と告げて、本件資格講座の受講を勧誘した。Aは資料の送付を承諾し、住所を教えた。その数日後、同社からAの自宅にパンフレットが送られてきた。さらにその数日後、同販売員は、Aの勤務先に再度電話をかけ、「電験三種の資格を取得すれば、その後講習会を受けるだけでエネルギー管理士の資格を取得できます。」等と本件資格講座の受講を勧誘した。Aが返事を渋っていると、同販売員は「今日が申込締切日で、今後は受付をしないのでこの機会に申込みをして下さい。」と告げたため、Aは本件資格講座の受講を申し込んだ。

【事例2】

日本資格教育センター(有)の販売員は、B(大阪府在住、20歳代、男性)の

勤務先に、工業技術研修センターと名乗って電話をかけ、「今当センターでは、工業系の大学を卒業した人で、今の業務がエネルギー管理士に関係する人を厳選して、資格取得講座の案内をしています。この案内は国から認められたものなので、誰にでもするものではなくて、特に選ばれた人に行っています。」と告げた上で、本件資格講座を受講すればいろいろな特典を受けることができる旨告げて本件資格講座の受講の申込みを迫った。Bが「資格を取るために受講する時間はないし、その気もない。」と言って断ると、「それでは、お届けした資料をご覧になって、考えてください。」と告げて電話を切った。その数日後、再度同社の別の販売員はBの勤務先に電話をかけ、いきなり「今回の講座の申込みは既に締切日が過ぎていますが、あなたはまだ受講料を振り込んでいませんね。」と告げた上で、本件資格講座の受講を執拗に勧誘した。工作中的Bは、同販売員から契約しないことが悪いことのように告げられ、また勧誘があまりにもしつこく、とても電話を切れるような感じでなかったことから、Bは「お金を振り込みます。」と言った。その2日後、自宅に契約書が送られてきたので、必要事項を記入して返送するとともに、同社が指定した口座に料金を振り込んだ。Bは料金を振り込んだ後で、心配になり、工業技術研修センターについて調べたところ、同社が国の機関でないことがわかった。そこでBは契約を解除することとし、料金を振り込んだ2日後に、同社に対し、解約通知を出して、振り込んだ料金を返金するよう求めた。しかし、同社は、Bが解約通知を出した後2ヶ月以上経っても返金しなかった。

第三種電気主任技術者及びエネルギー管理士に係る資格の取得方法について

1. 第三種電気主任技術者に係る資格取得方法

第三種電気主任技術者に係る資格を取得するには、以下の2通りの方法があります。

(1) 国家試験による取得方法

財団法人電気技術者試験センター（経済産業大臣が指定した指定試験機関）が行う第三種電気主任技術者試験に合格する。試験は誰でも受けられます。
試験に合格後、同試験センター（経済産業大臣が免状の交付事務を委託）に申請することにより、免状が交付されます。

(2) 経済産業大臣が認定した学校等において所定の単位を取得して卒業後、電圧500V以上の電気工作物の工事、維持又は運用について一定の実務経験を有する者が、経済産業局に申請することにより、免状が交付されます。

・一定の実務経験 大卒 1年以上 短大・高専卒 2年以上 高校卒 3年以上

電気主任技術者に関する問い合わせ先

(1) による方法

財団法人電気技術者試験センター
TEL: 03-3213-5991
ホームページ <http://www.shiken.or.jp>

(2) による方法

| | |
|-------------------------|-------------------------|
| 北海道：北海道産業保安監督部電力安全課 | 東北：関東東北産業保安監督部東北支部電力安全課 |
| 関東：関東東北産業保安監督部電力安全課 | 中部：中部近畿産業保安監督部電力安全課 |
| 北陸：中部近畿産業保安監督部北陸産業保安監督署 | 近畿：中部近畿産業保安監督部近畿支部電力安全課 |
| 中国：中国四国産業保安監督部電力安全課 | 四国：中国四国産業保安監督部四国支部電力安全課 |
| 九州：九州産業保安監督部電力安全課 | 沖縄：那覇産業保安監督事務所保安監督課 |

2. エネルギー管理士に係る資格取得方法

エネルギー管理士は、熱管理士と電気管理士の2種類がありますが、熱管理士、電気管理士それぞれ2通りの取得方法があります。

(1) 国家試験による取得方法

財団法人省エネルギーセンター（経済産業大臣が指定した試験機関）が行うエネルギー管理士試験（熱、電気）に合格する。試験は誰でも受けられます。
免状申請の前に、燃料等（電気）の使用の合理化に関する実務に1年以上従事することが必要です。この実務経験は受験の前でも後でも構いません。
経済産業大臣に申請することにより、熱（電気）管理士免状が交付されます。

(2) 認定による取得方法

（財）省エネルギーセンター（経済産業大臣登録研修機関）が行うエネルギー管理研修（熱、電気）を受講し、修了すること。（修了試験に合格すること。）
エネルギー管理研修を受けるためには、研修申込時までに燃料等（電気）の使用の合理化に関する実務に3年以上従事していることが必要です。
経済産業大臣に申請することにより、認定され熱（電気）管理士免状が交付されます。

エネルギー管理士試験及びエネルギー管理研修に関する問い合わせ先
財団法人省エネルギーセンター
エネルギー管理試験・講習センター試験部
TEL: 03-5543-3019
ホームページ <http://www.eccj.or.jp>